

改正概要

1 改正の趣旨

建設業法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、請負代金額の金額要件を改正するもの。取扱基準は、建設業法施行令第二十七条第一項に定める金額要件を参考として定めているものである。改正内容は、令和5年1月1日に施行される建設業法施行令の一部改正を反映するもので、請負契約の時点にかかわらず、同日以降は全ての工事について改正後の金額要件が適用されることとなることから、本基準の改正についても同日以降に入札公告を行う工事から適用する。

2 改正の内容

別添新旧対照表のとおり。

3 施行時期

令和5年1月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。